

# 一般社団法人 日本臨床救急医学会 後援名義使用の承認に関する規定

## (趣旨)

第1条 この規定は、定款第3条の学会の目的に資する事業を行う者からの申請に基づき、当該事業に対する学会の後援名義の使用を承認する場合に必要な事項を定めるものとする。

## (名義使用の種類)

第2条 この規定は、「後援」としての名義使用の承認に限定する。

## (名義)

第3条 使用を承認する名義は、「一般社団法人日本臨床救急医学会」の名称とする。

## (申請資格)

第4条 名義使用を申請するもの(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものであって、次条各号に掲げる事業のいずれかの主催者でなければならない。

- (1) 学会の会員
- (2) 理事の推薦を受けたもの

## (承認対象事業)

第5条 名義使用を承認する事業(以下「対象事業」という。)は、次の号に掲げるいずれかであって、学会定款の目的条項に沿うものでなければならない。

- (1) 官公庁主催で行われる救急関連事業(例:厚生労働省、総務省消防庁、環境庁など)
- (2) 官公庁に準じる団体の救急関連事業(例:救急振興財団、救急医療財団など)
- (3) 医療職能団体による救急関連事業(例:日本医師会、日本看護協会、日本薬剤師会など)
- (4) 本学会委員会が関与した催しや事業
- (5) 救急関連の学術学会の事業(日本救急医学会、日本救急看護学会、日本救急撮影認定機構や地方の救急学術研究会など)
- (6) その他、日本臨床救急医学会が適当であると認める事業

## (申請手続き)

第6条 申請者は、後援名義使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付し、これを広報委員長(以下「委員長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 申請者が団体である場合にあつては、当該団体の定款、寄付行為等、当該団体の概要を説明する書類並びに対象事業開催年度の事業計画書及びその前年度の事業報告書。
- (2) 申請者が個人である場合にあつては、前号に掲げる種類に準じる書類。
- (3) 広報委員長が必要と認める書類。

## (審査)

第7条 委員長は、申請書を受理したときは、当該申請について、次の各号に掲げる基準に適合しているかを審査する。ただし、委員会裁量で決しない場合は、必要に応じて理事会に諮る。

- (1) 申請者が第4条各号の掲げる者のいずれかに該当する者であって、申請に係わる事業を遂行するに能力及び熱意を有していること。
- (2) 申請に係わる事業が第5条各号に掲げる事業のいずれかに該当するものであること。
- (3) 申請に係わる事業の計画が適正妥当なものであること。

(承認及び条件)

第8条 委員長は、前条の審査の結果、当該申請を承認することが適当であると認めるときは、申請者に「一般社団法人日本臨床救急医学会後援名義使用承認書」(様式第2号。以下「承認書」という。)を交付して、これを承認する。

2 委員長は、前項の承認をするに当たり、特に必要があると認めるときは、「誓約書」(様式第3号)を申請者から徴するものとする。

3 委員長は、以下の場合に申請を承認しないことがある。

- (1) 特定企業の利益のみを目的とすると認められるとき。
- (2) 運営方法が公正でないと認められるとき。
- (3) 対象が極めて限定されたものと認められるとき。
- (4) 同様あるいは類似の事業が存在し当該事業に対する後援や名義使用がより望ましいとの結論を得たとき
- (5) その他、広報委員会で適当でないと判断されたとき。

4 委員長は、申請および審査の結果を理事会に報告する。また、委員会裁量で決しない場合は、必要に応じて理事会に諮る。

(承認の取り消し)

第9条 委員長は、次の各号の一に該当する場合には、いつでも承認を取り消すことができる。

- (1) 承認申請の内容に不正の事実があったとき。
- (2) 承認を受けた者(以下被承認者という。))が対象事業を中止し又は廃止したとき。
- (3) 被承認者が対象事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (4) 被承認者が第4条に定める要件に適合しなくなったとき。
- (5) 対象事業又は対象事業に係わる事業計画が第7条第2号又は第3号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (6) 被承認者が承認書に記載された条件に著しく違反したと認められるとき。
- (7) 被承認者が第8条3項の項目の対象に該当すると認められるとき。

(承認事務の所掌)

第10条 名義使用の承認に係わる事務(次条の事務を除く)は、学会定款第2条の事務所職員が行う。

(使用承認名義の管理)

第11条 使用を承認する学会の名義を管理するため、学会事務所に「後援等名義使用承

認簿」(様式第4号)を備えるものとする。

以上

平成23年7月28日理事会決定  
平成23年12月2日改定